破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２６１１号
福岡市南区長住５丁目16番１―601号
破産者　山本理恵子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２００号
佐賀県武雄市北方町大字大崎472番地３、申立時の住所佐賀県武雄市北方町大字志久2339番地14
破産者　原　　史郎
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２８１号
神奈川県横須賀市二葉１丁目39番８号
破産者　後藤　　剛
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２５４０号
福岡市東区和白丘２丁目３番48―516号、前住所福岡県宗像市青葉台２丁目20番地５
破産者　山本　和正
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３３号
仙台市宮城野区苦竹１丁目５番28―304号
破産者　江目恵美子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
宮城県石巻市泊浜泊71番地、従前の住所宮城県牡鹿郡牡鹿町大字泊浜字泊71番地
破産者　松川かつみ
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
宮城県石巻市清水町１丁目６番23号、前住所宮城県石巻市清水町１丁目５番６号
破産者　加藤　一博
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
宮城県石巻市門脇字青葉東67番地５
破産者　山川　文子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
埼玉県草加市松江１丁目８番４―303号
破産者　相田えい子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
埼玉県春日部市花積507番地５　コーポカトレア201
破産者　鈴木　俊広
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
新潟市北区松浜８丁目３番39号
破産者　皆川　健二
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３８号
兵庫県明石市二見町西二見1547番地の１　アネックス二見１―C、開始決定時の住所兵庫県加古郡稲美町六分一1175番地の37
破産者　吉岡電工こと　吉岡　義彦
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０２号
兵庫県赤穂市浜市343番地の１　浜市住宅３
破産者　小南美智代
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２０号
広島市西区楠木町２丁目４番10―603号
破産者　田中　直浩
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７号
福島県いわき市郷ケ丘３丁目36番地の７　パナハイツC101、前住所仙台市青葉区国見６丁目37番１号　ダイアパレスラピュータ国見A―110
破産者　坂林　由美（旧姓内谷）
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１６７号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2207番地サングラード103、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市中島1056番地１―109号
破産者　赤江　卓司
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２７２号
東京都大田区蒲田２丁目12番17号、開始決定時の住所横浜市中区北方町２丁目93番地の１ライオンズマンション本牧第２―402号室
破産者　小野寺昭彦
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２７３号
東京都大田区蒲田２丁目12番17号、開始決定時の住所横浜市中区北方町２丁目93番地の１ライオンズマンション本牧第２―402号室
破産者　小野寺昭子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部